別表第１（第３条、第４条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 補助事業者 | 補助対象経費 | 補助率 |
| １　肥料高騰緊急対策事業 | ５人以上の農業者グループ※１ | 別に示す算定式※２により算出する肥料費の価格上昇分 | 10分の１以内 |
| ２　肥料高騰緊急対策推進事業 | 補助事業者が肥料高騰緊急対策事業を円滑に推進するために要する経費（別表第２に定める範囲内） | 定額 |

（注）補助金の算定に当たっては１円未満は切り捨てる。

※１　国の肥料価格高騰対策事業実施要領（令和３年12月20日付け３農産第2156号農林水産省農産局長通知）の第３取組実施者（農業者の組織する団体等）に定める、同要領第４第３項の事業に係る要件を満たすこと

※２　算定式＝当年の肥料費※3－｛当年の肥料費÷価格上昇率※4÷使用量低減率（0.9）｝

※３　令和４年６月から令和５年５月の期間の肥料購入費

※４　国の肥料価格高騰対策で令和４年秋用肥料又は令和５年春用肥料の価格上昇率として示された率